

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成27年5月7日(2015.5.7)

【公開番号】特開2013-244627(P2013-244627A)

【公開日】平成25年12月9日(2013.12.9)

【年通号数】公開・登録公報2013-066

【出願番号】特願2012-118312(P2012-118312)

【国際特許分類】

B 4 1 J	29/38	(2006.01)
G 0 7 G	1/00	(2006.01)
G 0 7 G	1/06	(2006.01)
G 0 7 G	1/12	(2006.01)
G 0 7 D	9/00	(2006.01)

【F I】

B 4 1 J	29/38	Z
G 0 7 G	1/00	3 1 1 Z
G 0 7 G	1/06	B
G 0 7 G	1/12	3 5 1
G 0 7 D	9/00	4 3 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年3月18日(2015.3.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

媒体を処理する処理部と、

ホストコンピューターから送信されたコマンドを受信する第1接続部と、

前記第1接続部で受信されたコマンドを、前記処理部と共に通する処理を行う外部の処理装置に送信する第2接続部と、

前記第1接続部で受信されたコマンドに基づいて、前記処理部で処理を実行させる制御部と、及び前記コマンドを前記第2接続部により前記外部の処理装置に送信させる制御部を行なう制御部と、を備え、

前記制御部は、前記第1接続部で受信されたコマンドが、前記処理部で実行されるコマンドである場合には前記処理部により前記コマンドを実行させ、前記処理部で実行されるコマンド以外のコマンドである場合には前記第2接続部により前記コマンドを前記外部の処理装置に送信されること、

を特徴とする媒体処理装置。

【請求項2】

前記第1接続部で受信されたコマンドを前記処理部で実行するか、前記第2接続部により前記外部の処理装置に送信させるかの条件を記憶する記憶部を有し、

前記制御部は、前記記憶部に記憶された条件が成立する場合には、前記第1接続部で受信されたコマンドが前記処理部で実行されるコマンドであっても、前記第1接続部で受信されたコマンドを前記第2接続部により前記外部の処理装置に送信することを特徴とする請求項1に記載の媒体処理装置。

【請求項3】

前記条件を設定する設定部を有することを特徴とする請求項2の記載の媒体処理装置。

【請求項4】

コマンドを送信するPOS端末と、

記録媒体に対して第1の処理を行う処理部、前記POS端末から送信されたコマンドを受信する第1接続部、前記第1接続部で受信されたコマンドが前記処理部で実行されるコマンドである場合には前記処理部により前記コマンドを実行させる制御を行い、前記処理部で実行されるコマンド以外のコマンドである場合には前記コマンドを送信させる制御を行う制御部、及び前記コマンドを送信させる制御を実行されたときに前記コマンドを送信する第2接続部を有する第1媒体処理装置と、

前記第1媒体処理装置の前記第2接続部に接続され、前記第2接続部から送信されたコマンドを受信する受信部、及び前記受信部で受信されたコマンドに基づいて前記第1媒体処理装置の前記処理部と共に処理を行う媒体処理部を有する第2媒体処理装置と、

を備えることを特徴とするPOSシステム。

【請求項5】

前記第1媒体処理装置は、

前記第1接続部で受信されたコマンドを前記処理部で実行するか、前記第2接続部で前記外部の処理装置に送信するかの条件を記憶する記憶部を有し、

前記制御部は、前記記憶部に記憶された条件が成立する場合には、前記第1接続部で受信されたコマンドが前記処理部で実行されるコマンドであっても、前記第1接続部で受信されたコマンドを前記第2接続部により前記第2媒体処理装置に送信することを特徴とする請求項4に記載のPOSシステム。

【請求項6】

前記第2媒体処理装置は、前記第1媒体処理装置が備える前記処理部とは異なる処理を実行する第2媒体処理部を備えることを特徴とする請求項5記載のPOSシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

プリンター500は、プリンター500の各部を制御するCPU等が実装された本体基板501と、本体基板501とは別に設けられたインターフェイス基板503とを有する。インターフェイス基板503は、例えば、接離可能なバスライン(図示略)を介して本体基板501に接続されていて、プリンター500の本体から着脱可能であってもよい。インターフェイス基板503には、第1インターフェイス510及び第2インターフェイス515が実装され、本体基板501には制御部550が実装されている。本体基板501は、プリンター500の本体に設けられたロール紙印刷部530や、図示しない操作パネル等の各部に接続されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0032

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0032】

そのほか、上述した実施の形態は、あくまでも本発明の一態様を示すものであり、本発明の範囲内で任意に変形および応用が可能である。

例えば、上記実施形態では、媒体を処理する媒体処理装置、及び、外部の処理装置の例として、ロール紙に印刷を行うプリンター500及び複合機400を備えた構成を例に挙げて説明したが、本発明はこれに限定されない。例えば、媒体は紙に限定されず合成樹脂製のシートを用いることも可能であり、媒体の表面に加工が施されていてもよい。媒体は

所定サイズにカットされたカットシートであってもよいし、スプロケット紙などの連続シートであってもよい。また、例えば、媒体として複写紙を用いる構成としてもよい。さらに、ロール紙印刷部530、420は、感熱紙に熱を与えて印刷を行うサーマルプリンターに限定されず、インクジェット式、ドットインパクト式等の各種の記録方式を採用できる。また、上述した実施形態では、複合機400が備える印刷以外の処理部について、磁気読取部430及び帳票印刷部440を例示したが、本発明はこれに限定されず、別種の媒体に印刷を行う印刷部であってもよいし、小切手等の媒体を光学的に読み取るスキャナーであってもよく、ICカード等により認証を行う処理部であってもよい。

また、上記実施形態においては、ホストコンピューターの一例としてPOS端末20を挙げて説明したが、本発明はこれに限定されない。ホストコンピューターとしては、プリンター500等の媒体処理装置に対してコマンドを送信する機能を備えたものであればよく、一般的なパーソナルコンピューターや、メインフレームコンピューター、サーバー等のコンピューター機器、或いは、携帯型デバイスを用いることができる。さらに、ホストコンピューターの用途はPOSとしての会計処理に限定されず、文書作成処理、画像編集処理等の一般的な用途、或いは、特定の用途に用いられるコンピューターを含むシステムにも本発明を適用できる。

図1に示す各機能ブロックは、ハードウェアとソフトウェアの協働により任意に実現可能であり、特定のハードウェア構成を示唆するものではない。

また、例えば、プリンター500の制御部550が、外部接続される記憶媒体に記憶させたプログラムを実行することにより、制御部550の各種機能を実現する構成とすることも可能である。その他の細部構成についても、任意に変更可能であることは勿論である。